

五 町 固 発 第 2 号
令和 7 年 4 月 1 0 日

各公民館長・組長 様

五ヶ瀬町長 小 迫 幸 弘
(公 印 省 略)

令和 7 年度固定資産税課税明細書の送付及び固定資産（土地・家屋）の縦覧期間について（通知）

日頃より本町の税務行政に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。
令和 7 年度の固定資産の価格が決定しました。課税対象となる土地等の内容を記載した「固定資産税課税明細書」を送付しますので御確認いただきますようお願いいたします。なお、課税明細書は納税者（固定資産税が課税される方）のみに送付しております。土地等を所有していても税金が発生しない方には送付されませんので申し添えます。

また、固定資産の縦覧を下記のとおり実施しておりますのでお知らせします。縦覧の際は、送付された課税明細書を御持参ください。

記

- 1 縦覧期間 令和 7 年 4 月 1 日から 6 月 2 5 日まで
※土日祝祭日を除く
- 2 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 3 縦覧場所 五ヶ瀬町役場 町民課 固定資産係

縦覧とは

固定資産の価格が適正なものか、納税者の方が外の土地等と比較できるようにするための制度です。縦覧簿は土地等の所在や地目、価格等が記載されており、納税者の方は無料で確認できます。（所有者に関する事項は記載されていません。）

（文書取扱：町民課）

担当：固定資産税係
電話：0982-82-1704